

NP0 法人ナラティブ・カウンセリング・ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NP0 法人ナラティブ・カウンセリング・ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市西区貴生町 23-4 第9平松マンション 405 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、心理的な悩みや生きづらさを抱える人々に対して、ナラティブ・カウンセリング（語りに基づく支援）を活用した心理的支援・キャリア支援・自己理解の機会を提供することにより、孤立の予防、自己肯定感の回復、社会参加の促進を図ることを目的とする。

あわせて、ナラティブ・カウンセリングを活用した支援に関わる人材の育成および実践機会の創出、地域や企業等の多様な現場における対話文化の醸成を通じて、誰もが自らの経験や物語を語り直し、意味づけ、希望をもって生きられる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 心理的支援及び対話の場の提供事業
- (2) キャリアや職業生活に関する研修事業
- (3) 支援者の育成及び実践機会の創出事業
- (4) 書籍・教材・動画等の制作・発信事業
- (5) 実践・理論・効果等の調査研究事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 社員総会

(種別)

第 21 条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 社員総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常社員総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 社員総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 社員総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 社員総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

（構成）

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所

轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	林 甫
副理事長	田中 祐司
理事	後藤 康
監事	岩口 元気

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 5 月 3 1 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

(1) 正会員（個人）	1 口	3 0 0 0 円
正会員（団体）	1 口	5 0 0 0 円

(2) 賛助会員（個人）	1 口	1 0 0 0 円
賛助会員（団体）	1 口	3 0 0 0 円

役員名簿

NPO 法人ナラティブ・カウンセリング・ネットワーク

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の 有無
理事	はやしはじめ 林 甫		無
理事	たなかゆうじ 田中祐司		無
理事	ごとうやすし 後藤康		無
監事	いわくちげんき 岩口元気		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、心理的な悩みや生きづらさを抱える人が増加している一方で、「カウンセリング＝特別な人が受けるもの」という社会的な固定観念が根強く残っており、支援を必要とする多くの人々が、適切な心理的サポートにたどり着けていない現状があります。

特に若年層や働く世代では、「何をどう話せばよいかわからない」「特別な悩みでなければ相談しづらい」といった心理的・社会的障壁により、孤立感を抱えたまま日々を過ごす方が少なくありません。

こうした状況を受けて、私たちは「語ること」に力点を置いた支援のあり方として、「ナラティブ・カウンセリング」に注目し、その普及と実践に取り組んでいます。ナラティブ・カウンセリングとは、個人の過去の経験や背景にある「物語（ナラティブ）」を丁寧に紐解きながら、自己理解と意味の再構築を促し、その人らしい変化や挑戦につなげる支援方法です。

この支援は、固定的な診断やラベリングによる関わりではなく、「どんな人生を歩んできたか」「どんな意味を抱えてここにきたのか」を深く聴き、共に未来を見出す対話の実践であり、近年は福祉・教育・企業・キャリア支援など、さまざまな領域で注目されつつあります。

私たちは、このナラティブ・カウンセリングを社会に届けていくことで、「もっと気軽に心理的支援につながれる社会」を実現したいと考えています。

私たちの取り組みは、特定の個人や団体の利益に資するものではなく、広く不特定多数の人々が「語ることによる回復」や「自己理解による選択の力」を得られる社会をめざすものであり、継続的かつ公益的に実施するために法人格の取得が必要と判断し、今回、特定非営利活動法人の設立を申請するに至りました。

2 申請に至るまでの経過

私たちはこれまで、ナラティブ・カウンセリングの有効性に関心をもち、心理・福祉・教育・企業支援などの現場で、小規模ながら対話的支援の実践を続けてきました。

こうした取り組みを経て、「語れる場の欠如」が、世代や属性を越えて共通する課題であることに確信を深めました。

特にオンラインを活用することで、地域格差や時間的制約を超えて、より多くの人に「語ること」を届けられる可能性があること、また、非専門家による支援参加を通じて、支援の担い手を育てる循環も生み出せることが見えてきました。

こうした流れを受け、今後は NPO 法人として責任ある体制を整えながら、より持続可能で多様な形での事業展開を実現すべく、本法人設立の申請に至りました。

令和 7 年 8 月 28 日

NPO 法人ナラティブ・カウンセリング・ネットワーク

設立代表者

氏名 林 甫

NPO 法人ナラティブ・カウンセリング・ネットワーク
令和 7 年度事業計画書

1 事業実施の方針

様々な分野の専門家が多く集まる団体の知見を基に、多くの企業・団体と協力し、困りごとのある方への相談活動・社会的課題へのアプローチをしていく。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①心理的支援及び対話の場の提供事業	ナラティブ・カウンセリングを取り入れたオンラインワークショップを開催する。	(A) 年 2 回 (B) オンライン (C) 3 人	(D) 心理的支援を必要としている市民 (E) 20 名	0
②キャリアや職業生活に関する研修事業	ナラティブ・カウンセリングを取り入れた、企業の社員研修。 講義形式と個人面談形式。	(A) 年 2 回 (講義) 月 2 回 (個人面談) (B) オンライン (C) 3 人	(D) 一般企業の従業員や管理職 (E) 30 名	400
③支援者の育成及び実践機会の創出事業	ナラティブ・カウンセリングを取り入れたオンラインセミナー。	(A) 年 3 回 (B) オンライン (C) 3 人	(D) カウンセラーや福祉専門職など対人援助職 (E) 20 名	300
④書籍・教材・動画等の制作・発信事業	自己理解を促進するワークシートの製作・発信。	(A) 年 2 回 (B) オンライン (C) 2 人	(D) 自己理解に関心がある市民 (E) 30 名	50
⑤実践・理論・効果等の調査研究事業	実践を通して、効果研究を実施。論文にまとめる。	本事業年度は、実施予定なし	—	—

NPO 法人ナラティブ・カウンセリング・ネットワーク

令和 8 年度事業計画書

1 事業実施の方針

様々な分野の専門家が多く集まる団体の知見を基に、多くの企業・団体と協力し、困りごとのある方への相談活動・社会的課題へのアプローチをしていく。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①心理的支援 及び対話の 場の提供事業	ナラティブ・カウンセリングを取り入れたオンラインワークショップを開催する。	(A) 年 4 回 (B) オンライン (C) 3 人	(D) 心理的支援を必要としている市民 (E) 20 名	100
②キャリアや 職業生活に 関する研修 事業	ナラティブ・カウンセリングを取り入れた、企業の社員研修。 講義形式と個人面談形式。	(A) 年 8 回 (講義) 月 4 回 (個人面談) (B) オンライン (C) 3 人	(D) 一般企業の従業員や管理職 (E) 30 名	1000
③支援者の育成 及び実践 機会の創出 事業	ナラティブ・カウンセリングの実践方法を学ぶオンラインセミナー。 定期的な学習会を実施。 個人のスーパービジョン。	(A) 年 6 回 (B) オンライン (C) 3 人	(D) カウンセラーや福祉専門職など対人援助職 (E) 20 名	600
④書籍・教材・ 動画等の制作・ 発信事業	自己理解を促進するワークシートの製作・発信。 「語り」をまとめた書籍を出版。	(A) 年 4 回 (B) オンライン (C) 2 人	(D) 自己理解に関心がある市民 (E) 30 名	100
⑤実践・理論・ 効果等の調査 研究事業	実践を通して、効果研究を実施。論文にまとめる。	(A) 年 1 回 (B) 事務所 (C) 2 人	(D) カウンセリングに興味がある市民 (E) 不特定多数	100

法人名: NPO法人ナラティブ・カウンセリング・ネットワーク

活動予算書

法人成立の日

から

令和8年3月31日

まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	0	30,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
心理的支援及び対話の場の提供事業収益	100,000		
キャリアや職業生活に関する研修事業収益	600,000		
支援者の育成及び実践機会の創出事業収益	400,000		
書籍・教材・動画等の制作・発信事業収益	30,000		
実践・理論・効果等の調査研究事業収益	0	1,130,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,160,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当(外部講師手当等)	300,000		
法定福利費	0		
人件費計	300,000		
(2) その他経費			
諸謝金(講師・支援者等)	400,000		
印刷製本費(講座用テキスト・広報チラシ)	50,000		
会議費	0		
旅費交通費(企業訪問・講演活動等)	0		
通信運搬費(Zoom・ストレージ等)	0		
賃借料	0		
その他経費計	450,000		
事業費計		750,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	10,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	5,000		
消耗品費	10,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	5,000		
その他経費計	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計			800,000
当期正味財産増減額			360,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			360,000

活動予算書

令和8年4月1日

から

令和9年3月31日

まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	0	30,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
心理的支援及び対話の場の提供事業収益	200,000		
キャリアや職業生活に関する研修事業収益	1,200,000		
支援者の育成及び実践機会の創出事業収益	800,000		
書籍・教材・動画等の制作・発信事業収益	150,000		
実践・理論・効果等の調査研究事業収益	0	2,350,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			2,380,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当(外部講師手当等)	1,100,000		
法定福利費	0		
人件費計	1,100,000		
(2) その他経費			
諸謝金(講師・支援者等)	700,000		
印刷製本費(講座用テキスト・広報チラシ)	100,000		
会議費	0		
旅費交通費(企業訪問・講演活動等)	0		
通信運搬費(Zoom・ストレージ等)	0		
賃借料	0		
その他経費計	800,000		
事業費計		1,900,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	20,000		
会議費	20,000		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	20,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	10,000		
その他経費計	100,000		
管理費計		100,000	
経常費用計			2,000,000
当期正味財産増減額			380,000
前期繰越正味財産額			360,000
次期繰越正味財産額			740,000